

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の六の四第二号の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百十四号（電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件）の一部を次のように改正し、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月二十七日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
電気通信事業法施行規則第四十条の六の四第二号に規定する第一種単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。	電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号に規定する単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。